

平成 17 年 第 8 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成17年第8回
箕面市教育委員会定例会会議録

- | | | | |
|------------|-----------------------------------|-------|-------|
| 1. 日時 | 平成17年8月9日(火) | 午前10時 | |
| 1. 場所 | 箕面市役所本館 | 3階 | 委員会室 |
| 1. 出席委員 | 委員 長 | 小川 | 修一 君 |
| | 委員 長職務代理者 | 藤井 | 富美子 君 |
| | 委員 | 坂口 | 一美 君 |
| | 委員(教育長) | 仲野 | 公 君 |
| 1. 付議案件説明者 | 教育推進部長 | 森田 | 雅彦 君 |
| | 子ども部長 | 奥山 | 勉 君 |
| | 生涯学習部長 | 上西 | 彰 君 |
| | 教育推進部理事 | | |
| | 兼総務次長兼次長 | 栗本 | 忠夫 君 |
| | 子ども部総務次長兼次長 | 吉田 | 直彦 君 |
| | 生涯学習部総務次長兼次長 | 塩山 | 俊明 君 |
| | 教育政策課長 | 中野 | 仁司 君 |
| | 学校管理課長 | 稲野 | 公一 君 |
| | 教育推進部専任参事
(教職員担当) | 森井 | 國央 君 |
| | 人権教育課長 | 齋藤 | 史恵 君 |
| | 教育センター所長 | 福永 | 茂 君 |
| | 子ども政策課長 | 千葉 | 亜紀子 君 |
| | 子ども支援課長 | 南 | 悦司 君 |
| | 子ども支援課参事 | 谷口 | あや子 君 |
| | 幼児育成課長 | 向井 | 裕彦 君 |
| | 子ども部専任参事
(幼稚園担当) | 坂上 | 潔司 君 |
| | 子ども部専任参事
(早期療育担当) | 佐々木 | 久雄 君 |
| | 生涯学習課長 | 中澤 | 博 君 |
| | 生涯学習部専任参事
(中央生涯学習センター、西南公民館担当) | 津田 | 善寿 君 |
| | 生涯学習部専任参事
(東生涯学習センター担当) | 加藤 | 真知子 君 |
| | 中央図書館長 | 黒田 | 正記 君 |
| | スポーツ振興課長 | 前田 | 功 君 |
| | スポーツ振興課参事 | 松尾 | 高子 君 |
| 1. 出席事務局職員 | 教育政策課課長補佐 | 小山 | 登志子 君 |
| | 教育政策課担当主査 | 石崎 | 正人 君 |

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会委員長選挙の件
- 日程第 3 箕面市子ども育成推進協議会条例制定要請の件
- 日程第 4 箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件
- 日程第 5 平成17年度教育委員会所管に係る補正予算要請の件
- 日程第 6 平成17年第3回箕面市教育委員会臨時会会議録の承認を
求める件
- 日程第 7 教育長報告の件
- 日程第 8 箕面市立箕面文化交流センター条例制定要請の件

(午前10時開会)

- 委員長職務代理者(藤井富美子君) : ただ今から、平成17年第8回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から「諸般の報告」をしていただきます。

(事務局報告)

- 委員長職務代理者(藤井富美子君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立いたしました。

- 委員長職務代理者(藤井富美子君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長職務代理者において仲野委員を指定いたします。

- 委員長職務代理者(藤井富美子君) : 次に日程第2、選第1号「箕面市教育委員会委員長選挙の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

(事務局：議案朗読)

- 教育推進部総務次長(栗本忠夫君) : 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、平成17年7月31日をもって前箕面市教育委員会委員長の委員の任期が満了となったため、同法第12条第1項により新たに委員長を選任する必要性が生じたため提案するものでございます。委員長は教育長を除く教育委員のうちから選挙しなければならないとなっております。

- 委員長職務代理者(藤井富美子君) : それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、ここで、委員相互で選挙をいたしますので、委員会を暫時休憩したいと思います、いかがでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長職務代理者(藤井富美子君) : それでは、暫時休憩といたします。

(説明者、事務局、傍聴者退席)

(説明者、事務局、傍聴者着席)

○委員長職務代理者(藤井富美子君) : ただいまより委員会を再開いたします。
教育長から、選挙の結果を報告願います。

○教育長(仲野公君) : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき選挙をいたしました結果、指名推選により小川委員に委員長をお願いすることになりました。

○委員長職務代理者(藤井富美子君) : それでは選第1号を採決いたします。
本件を選挙結果のとおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長職務代理者(藤井富美子君) : 異議なしと認めます。よって、本件は選挙結果のとおり可決されました。

○委員長職務代理者(藤井富美子君) : それではこれからの議事進行を小川委員長にお願いしたいと思います。

(委員長職務代理者、委員長の席の移動)

○委員長(小川修一君) : ただいま教育委員会で決定いたしまして、私が委員長を務めることとなった次第でございます。この度は前浅岡委員長と橋爪職務代理者が同時に任期満了で退任されて、新たに坂口委員に加わっていただきましたが、1名の欠員状況でございます。さらに、これまで長い実績を積んできたこの教育委員会議でリーダーシップが取れるかどうか力量不足を痛感するところですが、学校教育、社会教育等の分野においては日進月歩前進していかなければなりません。力の限りを努めたいと思っておりますのでよろしく願います。

○委員長(小川修一君) : それでは議事に入ります。日程第3、議案第48号「箕面市子ども育成推進協議会条例制定要請の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に、提案理由を子ども部子ども政策課長に求めます。

(事務局：議案朗読)

○子ども政策課長(千葉亜紀子君) : 本件は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、箕面市子ども育成推進協議会を設置するため、箕面市子ども育成推進協議会条例の制定を要請するものでございます。

○委員長(小川修一君) : それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○教育長(仲野公君) : この条例を制定する背景について説明してください。

○子ども政策課長(千葉亜紀子君) : 本市におきましては、かねてより青少年問題協議会が条例設置されており、青少年関係の議論をいただいていたところでございます。また、児童福祉の分野につきましては、平成8年に設置された保健医療福祉総合審議会において議論いただいていた経過がございます。その一方で、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律に基づいて各市町村における少子化対策などの新たな施策の推進が求められており

ます。このような情勢のもとで一連の動きを踏まえて、これまで青少年問題協議会と保健医療福祉総合審議会それぞれで議論いただいていたことを、今後一体的に議論していただくための組織として、新たに子ども育成推進協議会を設置するため条例の制定を要請するものでございます。

○教育長（仲野公君）：協議会の組織についてですが、市議会議員や市の職員が構成員に入っていないことについての考え方、さらに部会設置の考え方について説明してください。

○子ども政策課長（千葉亜紀子君）：附属機関におきましては市議会議員や市長をはじめとする市の職員は入らずに、純粹に第三者の方々と議論いただくのが本来かと思えます。その一方で青少年問題協議会におきましては、国における上位法の中で、議員及び市の職員が入ることとする規定がございます。今回再編するにあたって、上位法の拘束は直接的には受けませんが、その法律の趣旨を踏まえつつ純粹な第三者機動的な会議を設置するという意味で、市議会議員や市の職員を除くこととさせていただいております。あわせて、次世代育成支援対策推進法の趣旨を子ども育成推進協議会に盛り込んでおりますが、この法律においても各市町村における協議会の設置が規定されております。双方の法律の趣旨を生かしつつ協議会を設置するものでございます。部会につきましては、双方の法律の趣旨を生かしていくという意味において、ひとつの部会は青少年関係、もう一方の部会は次世代育成の関係の議論をいただくという趣旨で設置するものでございます。

○子ども部総務次長（吉田直彦君）：若干補足をさせていただきます。市議会議員が協議会に参画しないという件につきましては、先だって市議会の幹事長会議に諮り、協議をいただいた上でその旨決定をいただき、通知をいただいております。

○教育長（仲野公君）：これまでありました青少年問題協議会法に基づく協議会と、次世代育成支援対策推進法に基づき現在まで健康福祉部で所管していた保健医療福祉総合審議会をあわせて、子ども施策に関連する内容を協議、審議するための組織を設置するという理解で良いのですね。その中で構成としては、市議会議員と市の職員はその了解のもとに参画しない、部会はこれまで同様の機能を発揮するために2つの部会を構成する、ということですね。

○委員長（小川修一君）：法律改正に伴う点もあろうかと思いますが、より実質を重んじようという趣旨であろうと受け止めました。市としても機構改革がありましたし、新たな課題も出てくると思われれますので、この問題についてより前進できる組織を構成するというように受け止めてよろしいのですね。

○子ども部長（奥山勉君）：青少年問題協議会法はかなり古いもので、箕面市においても昭和35年に協議会を設置しております。新たに時代の変化に応じて次世代育成支援対策推進法が平成15年に制定されました。どちらの法律にも協議会組織を設けて、問題対策、施策推進を図るようにとの規定がございま

すが、地方公共団体において協議会の必置義務はございません。協議会を「置くことができる」という規定となっております。また、箕面市におきましてはこの3月に新子どもプランを策定しております。さらに、教育委員会事務局に子ども部を設置し、0歳から18歳までの子ども施策を一元的に推進していこうという体制を整備してきております。そうしたことを踏まえ、双方の法律の趣旨も踏まえ、一体的に審議していただく箕面市独自の機関として設けるものでございます。現行青少年問題協議会の委員の任期が平成17年10月13日までとなっておりますので、任期満了後の10月14日から新しい組織としてスタートし、同時に委員の選出も進めさせていただきたいと考えております。

○委員（藤井富美子君）：2つの部会は独立していて委員はどちらかの部会に入っていただくとのことですが、全体の会議もあるのですね。

○子ども政策課長（千葉亜紀子君）：部会の構成につきましては、協議会から何名かを部会のメンバーとさせていただき、その他にも地域で子育て関係の取り組みをされている団体等をはじめとして青少年関係、次世代育成関係の代表の方々に入っていただく予定にしております。協議会としての会議と各部会の会議を開催いただき、年度末には協議会で各部会の活動を承認いただくというような活動を想定しております。

○委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第48号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第4、議案第49号「箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○スポーツ振興課長（前田功君）：本件は、箕面市立総合運動場条例施行規則の改正を平成17年第7回教育委員会定例会において決定いただいたところですが、本規則の様式を整備するため、本規則の改正を提案するものでございます。

○委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○教育長（仲野公君）：様式の変更については了解しましたが、現在指定管理者の申込手続期間中であると思いますが、状況の中間報告をお願いします。

○スポーツ振興課長（前田功君）：7月7日より指定管理者に係る要項を一般に配布し、7月22日に1回目の説明会を実施いたしましたところ、21の法人、団体の参加がございました。続きまして7月28日に現場説明会を行いました。こちらにも21の法人、団体が参加いたしました。最終的に、申込書の

受付は8月の22日から25日までとしております。現在のところ未定ですが、一般的に説明会参加の半数程度の法人、団体の申込があると言われております。続いて9月に指定管理者の候補者を選定する選定委員会等を開催のうえ候補者を決定し、12月の箕面市議会に議案提出をすべく準備をしております。21の法人、団体の内訳ですが、約半数がスポーツ関係の団体、法人、メーカーでございます。また約半数がビルメンテナンス、ビル管理会社の法人等でございます。総合運動場の指定管理者は、設備等の維持管理並びに市民スポーツの振興という2つの側面をもって総合的な管理運営業務にあたりますので、スポーツ関係団体とビルメンテナンスの法人が説明会に参加しているという状況でございます。

○委員長（小川修一君）： 「施設」を「設備」と変えられたのはどういうことですか。

○スポーツ振興課長（前田功君）： 「施設」という概念は建物全体という捉え方があり、貸し出しするのは建物の中の備品類でありますので、「施設」という表現はなじまないであろうということです。したがって「設備」と文言の訂正をさせていただくものでございます。

○委員長（小川修一君）： 元号を消されたのはどういうことですか。

○スポーツ振興課長（前田功君）： 現在本市全体で申請書等において、「年月日」と統一しようという大きな流れがございます。あらかじめ申請書等に元号を明記しておくのではなく、元号を使うのか西暦を使うのかは申請者にお任せするというところでございます。

○委員（藤井富美子君）： 指定管理者は全体で1者ですか、それとも複数ですか。

○スポーツ振興課長（前田功君）： 本市には2つの総合運動場がございまして、また違う敷地に武道館、市民野球場、市民プールがございまして、市内に大きく3か所のスポーツ施設がございまして、ひとつずつに分けて指定管理をさせますとトータルなコストが上がってしまうと認識しております。1者が指定管理をすることによって、備品の使い回し、人材の相互応援ができます。1者が1つの施設を指定管理しますと、その施設に必要なものをすべて揃えなければなりませんし、施設に必要な人的配置もすべてしないといけないことになり、非常に経費がかさみます。従いまして、1つの法人、団体でトータルに指定管理をさせるように準備を進めております。

○委員長（小川修一君）： 他にご質問ご意見はございませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、議案第49号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第5、議案第50号「平成17年度教育委員会所管に係る補正予算要請の件」を議題といたします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、平成17年度の教育委員会所管に係る予算におきまして、各事務事業経費について見直し検討いたしました結果、補正予算を編成する必要が生じたので、市長に要請するものでございます。

○委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○教育長（仲野公君）：教育推進部の関係で学校の安全安心対策を講じているところですが、詳しく説明してください。

○学校管理課長（稲野公一君）：防犯対策予算の内訳ですが、この間子どもの安全に係る基本的な考え方を教育委員会総体として取りまとめてきたわけですが、その中で学校の校門や外周を囲んでおりますフェンスがあまりに低いところがございます、正面の校門周辺で警備員を配置して警備をしているところですが、裏の方では1メートル程度の門扉やフェンスでは簡単に乗り越えられてしまう状況があります。子どもの安全に係る基本的な考え方では、門扉やフェンスの高さは1.8メートル位以上必要であるとしています。学校においては、登下校時以外門扉は1か所にしぼって集中的に監視することで、不審者の侵入を防止しようとしています。修繕料は、特にフェンス等の低い小学校4校について今回1.8メートル程度に改修しようとするものでございます。それ以外の学校、中学校につきましては、現状把握が終わりましたので、平成18年当初予算で門扉、フェンスの改修をしていきたいと考えております。委託料の減額につきましては、4月22日から府の補助金を活用して全小学校13校で警備員の配置をしておりますが、当初13校で3,200万円を計上しておりましたが、入札いたしました結果、2,004万6,306円で契約が完了しましたので、今回減額させていただくものです。庁用器具費は、校門周辺に地域の皆様にもご利用いただけて、警備員の休憩にも利用できる見守りボックスという2メートル四方形の施設を設置するものでございます。豊川北小だけは地域の皆さんが募金を募って自ら建てる手続をされておるところですので、それ以外12校分の予算計上でございます。

○教育長（仲野公君）：見守りボックスについて、豊川北小は別途私財を集めて建設されるとのことですが、どの程度の大きさになるのですか。

○学校管理課長（稲野公一君）：6畳程度の広さで2階建てとなります。豊川北小は道路が校庭、グラウンドより3メートル程高くなっておりますので、体育館と校門の間のスペースに2階建ての建物を建てて、見守りボックスを利用される警備員や地域の皆さんは、校門の横から建物の2階へ入るような構造になっております。1階は2階とはつながっておらず、資材や地域の青少年活動

に利用される団体等のための倉庫といった施設となっています。デザインも山小屋風と凝っていきまして、地域の見守りのシンボリックな建物にしようという作業を進めておられる状況でございます。

- 委員（藤井富美子君）：夏休み中の警備はどうなっているのですか。
- 学校管理課長（稲野公一君）：今年度それぞれの学校で205日の契約をしております。夏休みの間も登校日やプール指導等学校行事のある日は、警備会社と協議の上で警備員を配置するようにされております。
- 委員長（小川修一君）：安全対策は、委員会としましても万全を期すべくそれぞれ対応してきました。子どもたちが安全に学校生活を送れるようにとの趣旨からすれば、ぜひ補正予算を通していただきたいと思っております。
- 委員（藤井富美子君）：子ども部の消耗品ですが、幼稚園や保育所で催涙スプレーを常備されるのですか。
- 子ども政策課長（千葉亜紀子君）：子ども部に幼稚園、保育所、障害児施設がございます。そうした施設で勤務する職員それぞれが小さな催涙スプレーをポケット等に携帯し、万が一の時に使えるようにするものでございます。保育所、幼稚園それぞれにおきまして、全体的な安全管理の方針について整理をしているところであり、学校で整備することとなりました門扉やフェンスについては、大きな修繕になってきますので、来年度予算に向けて調整していきたいと考えております。今回は今すぐにごできることとして、催涙スプレーを配布する予定にしております。
- 委員長（小川修一君）：藤井委員が質問されたのは、催涙スプレーをどのような使い方をされるのかということであると思っておりますがいかがですか。
- 委員（藤井富美子君）：催涙スプレーをどのように使われるのですか。
- 子ども政策課長（千葉亜紀子君）：ほぼ全職員に配布できる数を予定しております。保育中は常に携帯し、不測の事態が起きたときに活用することを想定しております。
- 委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第50号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第6、報告第30号「平成17年第3回箕面市教育委員会臨時会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、去る7月28日に開催されました「平成17年第3回箕面市教育委員会臨時会会議録」を箕面市教育委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

- 委員長（小川修一君）：ご質問ご意見はございませんか。
- 委員（藤井富美子君）：歴史教科書のところで「立場や感じ方」とありますが、私は「立場や考え方」と発言しておりましたので、修正をお願いします。
- 委員長（小川修一君）：藤井委員からご指摘ありましたので、修正をお願いします。
- 委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようでございますので、報告第30号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第7、報告第31号「教育長報告の件」を議題といたします。教育長に報告を求めます。
- 教育長（仲野公君）：（議案書45頁、46頁及び47頁により報告）

【大阪府都市教育長協議会】

○7月4日に開催され、平成17年度の教育費実態調査について報告されております。

【管理職員の処分について】

○7月10日の深夜に、教育委員会の学校教育課長が酒気帯び運転により交通事故を起こしました。11日に臨時の校園所長会を開催し、事態の報告と再発防止の喚起を行ったところです。14日にその処分につきまして、教育委員会臨時会を開催いたしました。その結果をもちまして当該職員を懲戒免職処分に決定いたしました。翌日15日に臨時校園所長会を再度開催し、処分の報告と再度の注意喚起を促しました。

【豊能地区人事協議会】

○7月11日に開催され、平成18年度の管理職選考、新任採用の対策について協議しました。

【終業式】

○7月20日に各小学校、中学校、幼稚園で1学期が無事終了し、夏休みに入りました。

【第3回箕面市教育委員会臨時会】

○7月28日に開催し、平成18年度から使用される中学校用教科書の採択をいたしました。

【大阪府都市教育長協議会夏期研修会】

○7月29日に開催され、国・府に対する要望事項について議論を深め、次回8月29日の夏期研修会で決定し要望していく流れになっております。

【社会を明るくする運動】

○7月1日が統一活動日となっており、市長、警察署長にもお出ましいただき、

3グループに分かれて登校指導をしていただきました。

【青少年海外体験交流事業】

○事前研修を終え、7月27日にニュージーランドのハット市へ出発いたしました。今回は中学生13人に参加していただきましたが、8月5日に無事元気に帰国しております。

【第15回箕面手作り紙芝居コンクール】

○7月9日に開催し、最終審査を終えました。今回はラオス等からも参加をいただき、入賞していただいております。いよいよこのコンクールも国際化してきていると思います。

【箕面まつり】

○7月31日にパレードを開催し、各中学校の吹奏楽部が参加していただいております。

【アスベスト問題】

○大きな社会問題となっており、箕面市におきましても対策本部を8日に立ち上げ、所管課で調査をいたしております。第2中学校プールの更衣室の天井にアスベストが確認されており、現在使用禁止とし、飛散をしないような対策を早急に講じてまいりたいと考えています。あわせて本日付で保護者の皆さんにも事態の周知を図りました。

○委員長（小川修一君）：ご質問ご意見ございませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようでございますので、報告第31号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって本件は報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に、事務局から追加案件が出されていますが、これを審議することにいたしてよろしいでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めて、追加第1号、日程第8、議案第51号「箕面市立箕面文化交流センター条例制定要請の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

○子ども支援課長（南悦司君）：本件は、箕面市立箕面文化交流センターの管理に関し、指定管理者制度を活用するとともに、利用料金制度を導入することにより、より効率的、効果的な管理運営を図るため、箕面市立箕面文化交流センター条例の制定を要請しようとするものでございます。

○委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けします。

○教育長（仲野公君）：箕面文化交流センター条例の関係する施設の範疇を説明してください。

○子ども支援課長（南悦司君）：現在の箕面文化センターは、サンプラザの3

階から8階となっております。このたび箕面文化交流センターのサンプラザにおける設置位置ですが、地下1階に郷土資料館が移転します。それ以外地階部分に市民ギャラリー、多目的室、タウンインフォメーションスペース及びフリースペース、3階に移転予定の子育て支援センターや地域活動拠点施設と交流スペース、4階の会議室、和室、新たに考えております音楽スタジオ及び8階の大会議室が箕面文化交流センターの管理区分になると考えております。

- 委員長（小川修一君）： 他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員（藤井富美子君）： 昔に比べて箕面の駅前には人の集まりが少ないような気がします。なるべく沢山の人が箕面の駅前に来られるように、まず交通アクセスも必要かと思えます。千里中央には出やすいのに箕面駅前には出にくいような気がします。せつかく施設を作るなら、それを利用できるような交通手段もあわせて考えていただきたいと思えます。
- 子ども部長（奥山勉君）： 箕面市には確かに東西交通の問題もありますが、箕面駅前にはバス路線網としてはターミナルになっております。また市内の公共施設の巡回バスの整備を行っているところであります。当然箕面文化交流センターも公共施設のひとつであります。今委員のおっしゃっているのは大きな交通政策の問題であると思えます。市の中でも交通政策については色々議論されておりますので、このセンターと連動してというのは一挙には難しいかと思われれますが、ご意見があったことについては伝えておきたいと思えます。
- 委員長（小川修一君）： 今藤井委員が指摘されたことは、こうした施設を活性化させるためのポイントを突いていると思えます。何らかの形で働きかける方法も考慮いただけたらと考えます。立地条件としてはとても良いところだと思いますが、このところ一般市民から見ると、足止めができていないという印象が免れないです。特に地階が空っぽになっていることは、活性化という観点からすると物足りないということがあります。今回地階の部分も十分に活用する計画のようですので、市民の方々や子どもたちにとって行きやすい、親しみやすい施設として再生できることを願っております。
- 教育長（仲野公君）： 駅前の再開発、活性化の問題ですが、もともと文化センターの建設も含めて20数年前に駅前の再開発がなされました。当時は非常に活性化されておりましたが、時代の変遷とともに寂しくなっているようでもあります。市としてもこれは大きな課題であると認識し、議論をする中で、地階の部分も市が最終的に安く購入することになった訳ですが、駅前の活性化策のひとつとして、郷土資料館は現在の建物を撤去、売却して、サンプラザの地階に移転させるという考え方でございます。また、箕面市は観光が大きな事業のひとつであります。箕面駅前から滝道を含めて、観光事業そのものを見直していくという流れの中で、なんとか集客できるものはないかということも考えながら、多面的に検討しております。あわせて地域の事業者の活性化を図っていくということ、また教育委員会としては生涯学習、文化という視点も後退

してはならないということも含めまして、建物全体のリニューアルを考えておりますので、温かい目で見てくださいようよろしくお願いいたします。

○委員長（小川修一君）： 他にご質問ご意見はございませんか。

○委員（坂口一美君）： 交流センターということになりますと、かなり大勢の方が集うことになるとと思いますが、駐車場、駐輪場の問題があって、行きづらいという印象があります。交通の面についてはアクセス等今後全体的な課題となると思うのですが、駐車場、駐輪場の確保については今後どのように展開されるのですか。

○子ども部長（奥山勉君）： 既成市街地の活性化の問題となりますが、この見直しを議論していく中で、特に外観の問題、駐輪場の動線の問題が意識されてきています。しかし一挙に改善するには経費との問題もありますので、駅前の人の動線、滝道からの動線、人を呼んでくるサイン、外構、サンプラザを取り巻く環境等をトータルとして検討していただいているところです。駐輪場についても問題意識を持っておりますが、具体的にこの年次に、というところまでは至っておりません。リニューアルにあわせて動線をどうしていくのかということについても、行政内部でも課題としての検討が進められていますが、具体的にどこまでというまでには至っていないのが現状です。今後検討を続けていくことになると思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小川修一君）： 藤井委員、坂口委員のご指摘は共通していると思います。施設、設備、行事がいかに充実していても、人が来なければ話になりませんので、ひとつのポイントになろうかと思えます。

○委員長（小川修一君）： 他にご質問ご意見はございませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、議案第51号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）： 以上をもちまして本日の会議日程は終了しましたが、その他教育行政に係る報告があれば申し出てください。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、本日の会議日程は、全て終了し、付議された案件、選挙1件、議案4件、報告2件は、すべて議了いたしました。これをもちまして、平成17年第8回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午前11時30分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

仲野 公